

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	赤川（鶴岡市櫛引地区）堤防除草委託
契約担当官等の氏名並びにの所属する部局の名称及び所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 酒田河川国道事務所長 高野 明 ○国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 ○酒田市上安町一丁目2番地の1
契約締結日	令和 3年 5月31日
契約の相手方の氏名及び住所	○鶴岡市長 ○鶴岡市馬場町9-25
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	3,671,800円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

随意契約理由書

1. 契約団体名：鶴岡市
2. 業務の名称：赤川（鶴岡市櫛引地区）堤防除草委託
3. 契約理由

本作業は、鶴岡市を流れる赤川直轄管理区間において、堤防の保全、円滑な河川巡視の実現、良好な河川環境の保持等を目的とした堤防除草を実施するものである。

本作業区間と近接している鶴岡市の高水敷は、櫛引総合運動公園として、鶴岡市が占有し維持管理を行っており、当該地区の堤防除草作業等を同じ鶴岡市に委託することにより、除草時期の整合を図ることが出来、河川区域内の清掃を一体的に実施出来るなど、効率的で効果的な管理が可能となる。また実作業を行う沿川流域住民の河川に対する関心を高め、洪水等に対する防災意識の高揚や、愛護、美化思想の普及等も期待されるなど、地域と一体となった河川管理の実現に寄与するものである。

契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規程を根拠法令とし、本業務を鶴岡市に委託するものである。

契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。